

## 2025(令和7)年度 月額算定についてのご案内

先にご案内のとおり、2025(令和7)年度から月額算定月が6月から10月に変更になりました。今年度の掛金および加入者負担金を決定するため、退職共済システムにて月額算定入力をお願いいたします。

USBや紙の届出様式での受付はいたしかねますので、必ず入力をお願いいたします。

なお、入力方法につきましては同封の事務の手引きをご確認ください。

### 【月額算定スケジュール】

7/17～8/10	施設・団体での入力期間
8月入力再開(20日前後) ～8/31	7/10締後に新たに月額算定対象者となった方の、施設・団体での入力期間 (8/10までに入力した分の訂正も可能)
9/1～9/10	共助会がチェックする期間。施設・団体では訂正不可。訂正がある場合は共助会にご連絡ください。
9月入力再開(20日前後) ～9/30	施設・団体で、退職共済システムにて「掛金および加入者負担金決定通知書」をダウンロードし、掛金等を確認する期間。訂正がある場合は共助会にご連絡ください。

### 【月額算定対象者】(入力画面に表示されます)

7/17～8/10	●7/10締時に在籍している加入者 ※掛金中断中の加入者も対象者です。
8月入力再開(20日前後) ～8/31	●7/10締後に、6月新規加入者として届出があった方 ●7/10締後に、7、8月転入者として届出があった方

※8/10締後に、8月転入者として届出があった方は紙でのご提出となります。対象の施設・団体には共助会よりご連絡させていただきます。

### 【月額算定対象外の方】

- 7月以降の新規加入者・・・加入時の給与月額で計算された掛金等で翌年度9月まで納付していただきます。
- 9、10月以降の異動(転入)者・・・異動時の給与月額で計算された掛金等(旧施設・団体で前年度の月額算定時に決定した掛金等)で翌年度9月まで納付していただきます。

※上記の方で給与月額の変更が必要な場合は共助会までお問合せください。

### 【給与月額について】

- 当該年度に受ける給与月額を入力してください。
- 給与月額に手当等を含めるか、いつの時点での給与月額で入力するかについては、共助会では規定しておりませんので、施設・団体で決定してください。ただし、施設・団体内での基準を統一してください。

## 【改定実施月】

- 10月分より新しい掛金および加入者負担金で納付いただくこととなります。決定した掛金等で翌年度9月まで納付していただきます。

## 【入力のご注意】

- 退職、異動（転出）の場合、月額算定の入力をしただけでは各届出の手続きをしたことにはなりません。「(様式第14号)脱退届」「(様式第15号)退職一時金等受給申請書」(支給がある場合)、「様式第12号)法人内異動届」「(様式第13号)法人外異動届」は必ず共助会ホームページの様式一覧より新様式をダウンロードうえ、ご提出ください。
- 今年度より掛金中断中の加入者も月額算定対象者となりますが、掛金再開届の手続きがされるまでは、掛金等の請求はいたしません。掛金等を再開する方は、別途掛金再開届の手続きをお願いします。掛金再開時には、月額算定時に決定した掛金等で納付開始となり、次の月額算定までは掛金等の変更はできませんので、その点を踏まえたうえで入力をお願いいたします。
- 月額算定が未入力の場合は、前年度算定額での更新となりますので、ご注意ください。

### 【月額算定入力締切日】

**2025(令和7)年8月10日(日) 23:59**